

**【重点分野ー3】みんなが対象 最低賃金！連合労働相談ホットライン  
～2019年度地域別最低賃金が改定されました～  
連合本部 LINE 労働相談集計結果報告**

連合本部では10月28～29日限定で「みんなが対象 最低賃金！連合労働相談ホットライン～2019年度地域別最低賃金が改定されました～」をテーマに、無料通信アプリ「LINE」による労働相談を実施した。

この取り組みは、相談者の問題解決に向けた対応とあわせ、労働相談を通じて組合結成や処遇改善の取り組み等の対応を行うとともに、寄せられた相談をもとに政策・制度への反映をはかることを目的とし、2018年11月の初回開催から数えて、今回で7回目の開催となった。

記

I. 日 時：2019年10月28日（月）～29日（火） 10～15時（両日）

II. 場 所：連合本部6階 フェアワーク推進センター

III. 相談対応：

1. 対応相談員：6名（連合本部スタッフ4名、中央アドバイザー2名）

2. 相談体制：無料通信アプリ「LINE」（期間限定）

IV. 相談件数：65件（1日目：34件、2日目：31件）

V. 相談概況：

<事前のPRについて>

2018年11、12月、2019年2、3、6、8月に続き、無料通信アプリ「LINE」による労働相談の実施にあたり、連合ホームページ、Facebook、Twitter、Instagramや、リスティング広告、新聞広告（夕刊フジ）など、各種広報媒体を活用し、事前にLINE@へお友だち登録を呼びかけた。

<属性>

相談はとりわけ昼休憩時間帯に多く寄せられ、うち（プロフィール等がわかる46件の集計）20代～40代の女性が70%弱を占め、約半数が正社員からの相談であった。

<主な内容>

今回、「最低賃金」をテーマに実施したが、相談内容別では、ハラスメントや嫌がらせを含む「差別等」が最も多く、相談対応件数の約35%となった。次いで「退職・失業保険関係」が約15%、最低賃金を含む「賃金・処遇関係」が約13%であった。相談内容により、電話相談対応に切り替えたものが1件、メール対応に切り替えたものが2件、組織化のため地方連合会のアドバイザーを紹介したものが1件あった。（主な相談内容は別紙のとおり）

以 上

□■ 寄せられた主な相談内容 ■□

■差別等（パワハラ、いじめ、嫌がらせなどを含む）

- 業務の采配をする係長は楽な仕事を選び、自分には難しい仕事ばかりが割り振られ、時間外労働をせざるを得ない状況だ。以前、係長に口答えした際に叩かれたことがあり、係長に不満を直接伝えることは怖くてできない。  
(20代男性、正社員、製造業、富山県)
- 慢性的な嫌がらせ。自分の個人情報が漏洩し、それを種に同僚から不快なことを言われる。会社に相談しても取り合ってくれない。つきまといまがいのこともあり警察、行政にも相談しているが、解決の糸口が見えず不安を抱えている。  
(50代女性、臨時・非常勤職員、埼玉県)
- 入社時からの上司の威圧的な態度、不快な言動に耐え、会社へも再三にわたり改善をお願いしたが、具体的な行動をとってもらえなかった。体調不良となってしまう。現在治療のため通院しているが、今後がとても不安。  
(50代女性、派遣社員、金融・保険業、東京都)

■賃金関係

- 東京都内でパート勤務。今月の給与明細をみたところ、時給は985円で計算されていた。10月から最低賃金は1,013円になったはず。事務方は私1人、あとは社長のみという小さな会社のため、社長へは伝えにくい。会社は賃金計算を会計事務所に任せているようだ。  
(40代女性、パートタイマー、情報通信業、東京都)
- 昼休憩を30分程しかとれていないのに、1時間とったことにされ、その分の賃金が支払われない。契約社員として働き、1日の実働は8時間以上だが、1日7時間半として計算され、最低賃金よりももらっているという計算にさせられている。  
(30代男性、契約社員、岡山県)

■退職・社会保障関係

- 職場のサービス残業やパワハラに悩み体調不良に。退職を申し出たところ認められたものの1カ月は体調が悪くても働けと命じられた。早期退職はできないのか。  
(20代女性、パート、教育学習支援事業、福島県)

■その他

- 職場に組合がなく、結成も難しい。連合に個人で加盟することはできるか。  
(40代女性、正社員、医療・福祉関連事業、北海道)

以上